

兵庫教育大学



学報

第253号
平成15年8月

題字 中洲正堯学長



平成15年度大学等地域開放特別事業「小・中学生のための夏休みサイエンス&ものづくり教室」の実施
(関連記事 14ページ掲載)

目次

学内規則等	2	人事	12
・兵庫教育大学学生居住施設の暫定的取扱いに関する規程の一部を改正する規程		・人事異動	
・兵庫教育大学学則の一部を改正する学則		諸報	13
・兵庫教育大学教員の任期に関する規則の一部を改正する規則		・運営評議会・教授会・学校教育研究科委員会	
・兵庫教育大学学校教育学部履修規程の一部を改正する規程		・連合学校教育学研究科代議委員会	
・兵庫教育大学大学院学校教育研究科履修規程の一部を改正する規程		・大学説明会の開催	
・兵庫教育大学大学院学校教育研究科長期履修学生に関する取扱要項		・大学・高等学校教育研究懇談会の開催	
・兵庫教育大学大学院学校教育研究科小学校教員養成プログラムに関する取扱要項		・サイエンス・パートナーシップ・プログラム事業(SPP事業)「教員研修-理科教員のための組換えDNA実験講座-」の実施	
平成16年度兵庫教育大学学校教育学部入学者選抜要項	7	・「小・中学生のための夏休みサイエンス&ものづくり教室」の実施	
学事	12	・留学生が社町奨学金交付式に出席	
・奨学寄附金		・やしる国際交流サロン(第3回)~ペルー料理紹介~の開催	
		・附属小学校6年生臨海合宿の実施	
		主要日誌	16

- 学 内 規 則 等 -

兵庫教育大学学生居住施設の暫定的取扱いに関する規程の一部を改正する規程

▶改正理由

世帯用学生寄宿舍の一部を利用した女子単身用学生寄宿舍の現職教員である大学院学生に対する入居方法の弾力化を図るため、所要の改正を行うものである。

規程第10号

兵庫教育大学学生居住施設の暫定的取扱いに関する規程を次のように定める。

平成15年 7月 8日

兵庫教育大学長 中 洌 正 堯

兵庫教育大学学生居住施設の暫定的取扱いに関する規程の一部を改正する規程

兵庫教育大学学生居住施設の暫定的取扱いに関する規程（昭和55年 3月31日規程第 5号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「許可するものとする。」の後に「ただし、現職教員である大学院学生にあっては、1居室について単身女子 1 名の入居を許可することができる。」を加える。

第 5 条中「（なお、負担の割合は、原則として 2 分の 1 とする。）」を「この場合において、単身女子 2 名の入居の場合の負担割合は、原則として 2 分の 1 とする。」に改める。

附 則

この規程は、平成15年 8月 1日 から施行する。

兵庫教育大学学則の一部を改正する学則

▶改正理由

学校教育専攻学校心理コースの新設等に伴う専攻の入学定員、収容定員の改正及び大学院学校教育研究科修士課程に長期履修学生制度を設けることに伴い、所要の改正を行うものである。

学則第 3 号

兵庫教育大学学則の一部を改正する学則を次のように定める。

平成15年 7月 9日

兵庫教育大学長 中 洌 正 堯

兵庫教育大学学則の一部を改正する学則

兵庫教育大学学則（昭和55年学則第 1 号）の一部を次のように改正する。

第47条の表学校教育研究科・修士課程の項中

「	学校教育専攻	105人	210人
	障害児教育専攻	25人	50人
	教科・領域教育専攻	170人	340人
	計	300人	600人

を

「	学校教育専攻	125人	250人
	障害児教育専攻	25人	50人
	教科・領域教育専攻	150人	300人
	計	300人	600人

に改める。

第51条第 1 項中「 2 年とする。」の後に「ただし、第54条の 4 の規定により長期にわたり計画的に教育課程を履修する者（以下「長期履修学生」という。）の修業年限は 3 年とする。」を加える。

第54条の 3 の次に次の 1 条を加える。

（長期にわたる教育課程の履修）

第54条の 4 修士課程の学生が、職業を有している等の事情により、標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し修了することを希望する旨を申し出たときは、審査の上、その計画的な履修を認めることができる。

2 前項の教育課程の履修等について必要な事項は、別に定める。

第55条第 1 項中「合格することとする。」の後に「ただし、前条に規定する長期履修学生の修了要件にかかる在学年数は、3 年以上とする。」を加える。

第63条第 1 項中「することができない。」の後に「ただし、第54条の 4 に規定する長期履修学生は、5 年を超えて在学することができない。」を加える。

附 則

1 この学則は、平成15年 7月 9日 から施行する。

ただし、第47条の改正規定は、平成16年 4月 1日 から施行する。

2 第47条に規定する研究科の専攻並びに入学定員及び収容定員のうち、平成16年度の学校教育研究科の収容定員は、同条の規定にかかわらず次のとおりとする。

研究科・課程	専攻	収容定員
学校教育研究科・修士課程	学校教育専攻	230人
	障害児教育専攻	50人
	教科・領域教育専攻	320人
	計	600人

兵庫教育大学教員の任期に関する規則の一部を改正する規則

▶改正理由

教育臨床講座の助手の任用について、新たに任期制を導入するため、所要の改正を行うものである。

規則第1号

兵庫教育大学教員の任期に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成15年7月9日

兵庫教育大学長 中 洌 正 堯

兵庫教育大学教員の任期に関する規則の一部を改正する規則

兵庫教育大学教員の任期に関する規則（平成13年規則第6号）の一部を次のように改正する。

別表（第2条関係）中

学校教育学部 幼年教育講座	助手	3年	再任不可	法第4条第1項 第2号
学校教育学部 障害児教育講座	助手	5年	再任不可	法第4条第1項 第2号
学校教育学部 言語系教育講座	助手	5年	再任不可	法第4条第1項 第2号
学校教育学部 芸術系教育講座	助手	5年	再任不可	法第4条第1項 第2号
学校教育学部 生活・健康系教育 講座	助手	5年	再任不可	法第4条第1項 第2号
学校教育研究セン ター情報メディア 教育研究部門	助手	3年	再任不可	法第4条第1項 第2号

」を

学校教育学部 幼年教育講座	助手	3年	再任不可	法第4条第1項 第2号
学校教育学部 教育臨床講座	助手	5年	再任不可	法第4条第1項 第2号
学校教育学部 障害児教育講座	助手	5年	再任不可	法第4条第1項 第2号
学校教育学部 言語系教育講座	助手	5年	再任不可	法第4条第1項 第2号
学校教育学部 芸術系教育講座	助手	5年	再任不可	法第4条第1項 第2号
学校教育学部 生活・健康系教育 講座	助手	5年	再任不可	法第4条第1項 第2号
学校教育研究セン ター情報メディア 教育研究部門	助手	3年	再任不可	法第4条第1項 第2号

」に改める。

附 則

この規則は、平成15年7月9日から施行し、改正後の兵庫教育大学教員の任期に関する規則別表中、学校教育学部教育臨床講座の項の規定は、同日以降に任用される者から適用する。

兵庫教育大学学校教育学部履修規程の一部を改正する規程

▶改正理由

再試験、追試験の取扱いについて迅速に対応するため、所要の改正を行うものである。

規程第11号

兵庫教育大学学校教育学部履修規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成15年7月9日

兵庫教育大学長 中 洌 正 堯

兵庫教育大学学校教育学部履修規程の一部を改正する規程

兵庫教育大学学校教育学部履修規程（昭和57年4月1日規程第2号）の一部を次のように改正する。

第10条中「教授会」を「学校教育学部教務委員会」に改める。

附 則

この規程は、平成15年7月9日から施行する。

兵庫教育大学大学院学校教育研究科履修規程の一部を改正する規程

▶改正理由

大学院学校教育研究科修士課程に小学校教員養成プログラムを設け、学校教育専攻学校心理コースを新設するとともに、大学院神戸サテライトの夜間クラスを拡充することに伴い、所要の改正を行うものである。

規程第12号

兵庫教育大学大学院学校教育研究科履修規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成15年 7月 9日

兵庫教育大学長 中 洌 正 堯

兵庫教育大学大学院学校教育研究科履修規程の一部を改正する規程

兵庫教育大学大学院学校教育研究科履修規程（昭和55年3月31日規程第2号）の一部を次のように改正する。

第1条中「学則第1号」の後に「。以下「学則」という。」を加える。

第4条の次に次の1条を加える。

第4条の2 学生のうち、小学校教員免許状の所要資格を得させるためのプログラム（以下「小学校教員養成プログラム」という。）の受講を許可された者は、兵庫教育大学学校教育学部において開設する授業科目のうち、別に定める小学校教員免許状の所要資格を得るための授業科目を履修することができる。

2 小学校教員養成プログラムについて必要な事項は、別に定める。

3 前2項の規定により授業科目を履修し、当該授業科目の定期試験に合格した者には、所定の単位を与える。ただし、修得した単位は、学則第55条に規定する修了要件の単位数には含まない。

別表第1（第2条関係）を次のように改める。

専 攻	コ ー ス	
学 校 教 育 専 攻	教育基礎コース	
	教育経営コース	
	教育方法コース	
	生徒指導コース	
	幼年教育コース	昼間クラス 夜間クラス
	学校心理コース	昼間クラス 夜間クラス
教 科 ・ 領 域 教 育 専 攻	教育臨床心理コース	昼間クラス 夜間クラス
	言語系コース	昼間クラス 夜間クラス
	社会系コース	昼間クラス 夜間クラス
	自然系コース	昼間クラス 夜間クラス
	芸術系コース	
	生活・健康系コース	昼間クラス 夜間クラス
	総合学習系コース	昼間クラス 夜間クラス

附 則

この規程は、平成15年7月9日から施行する。ただし、別表第1の改正規定は、平成16年4月1日から施行する。

兵庫教育大学大学院学校教育研究科長期履修学生に関する取扱要項

制定理由

大学院学校教育研究科修士課程に長期履修学生を設けることに伴い、長期履修学生の取扱いに関し必要な事項を定めるため、規定を整備するものである。

兵庫教育大学大学院学校教育研究科長期履修学生に関する取扱要項を次のように定める。

学長裁定

平成15年 7月 9日

兵庫教育大学長 中 洌 正 堯

兵庫教育大学大学院学校教育研究科長期履修学生に関する取扱要項

(趣旨)

第1 この要項は、兵庫教育大学学則(昭和55年学則第1号)第54条の4の規定に基づき、大学院学校教育研究科学生のうち、職業を有している等の事情により3年間にわたり計画的に教育課程を履修する者(以下「長期履修学生」という。)に関し必要な事項を定める。

(申請資格)

第2 長期履修学生として申請することができる者は、次の各号のいずれか一に該当する者とする。

- (1) 大学院学校教育研究科の入学選抜試験に出願し、同研究科の夜間クラス(以下「夜間クラス」という。)を志願した者で、職業を有する等の事由があるもの
- (2) 夜間クラスに所属する者で、職業を有する等の事由があるもの
- (3) 大学院学校教育研究科履修規程第4条の2の規定に定める小学校教員養成プログラム受講申請者

(申請)

第3 長期履修学生として申請する者は、別に定める長期履修申請書を次に掲げる期日までに教務部教務課に提出しなければならない。

- (1) 第2の第1号による申請者は、当該入学願書出願期間の締切日
- (2) 第2の第2号による申請者は、1年次の2月末日(その日が休業日になるときは、休業日の翌日)
- (3) 第2の第3号による申請者は、当該小学校教員養成プログラム申請期間の締切日

(許可)

第4 第3の申請に基づき、大学院教務委員会において長期履修学生の可否を審査し、大学院学校教育研究科委員会の議を経て、学長が許可する。この場合において、第2の第1号又は第3号に該当する申請者のうち審査の対象となるものは、当該入学選抜試験に合格した者とする。

2 前項により許可された長期履修学生の適用は、第2の第1号又は第3号に該当する者は1年次からとし、同第2号に該当する者は2年次からとする。

(履修登録の制限)

第5 長期履修学生が、1年間に履修登録することができる単位数の上限は20単位とする。ただし、履修登録の上限単位数には、課題研究の単位数は含まないものとする。

(履修期間の変更申請)

第6 長期履修学生が、2年の標準修業年限に変更を希望する場合は、あらかじめ指導教官の承認を得て、別に定める長期履修変更申請書を教務部教務課に提出しなければならない。この場合において、長期履修変更申請書の提出期限は、1年次の2月末日(その日が休業日になるときは、休業日の翌日)とし、その取扱いは2年次から適用する。

(履修期間の変更許可)

第7 第6の変更申請に対し、大学院教務委員会において長期履修変更の可否を審査し、大学院学校教育研究科委員会の議を経て、学長が許可する。

(入学予定者の取消申請等)

第8 第2の第1号により許可された者で、長期履修学生の取消しを希望する場合は、入学前の2月末日(その日が休業日になるときは、休業日の翌日)までに教務部教務課に申し出なければならない。

2 夜間クラスに合格した者で、新たな事情により長期履修学生を希望する場合は、別に定める長期履修申請書を入学前の2月末日(その日が休業日になるときは、休業日の翌日)までに教務部教務課に提出しなければならない。

(細則)

第9 この要項に定めるもののほか、長期履修学生に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この要項は、平成15年7月9日から実施し、平成16年度入学生から適用する。

兵庫教育大学大学院学校教育研究科小学校教員養成プログラムに関する取扱要項

制定理由

大学院学校教育研究科修士課程に小学校教員養成プログラムを設けることに伴い、同プログラムの実施に関し必要な事項を定めるため、規定を整備するものである。

兵庫教育大学大学院学校教育研究科小学校教員養

成プログラムに関する取扱要項を次のように定める。

学長裁定

平成15年7月9日

兵庫教育大学長 中 洌 正 堯

兵庫教育大学大学院学校教育研究科小学校教員養成プログラムに関する取扱要項

(趣旨)

第1 この要項は、兵庫教育大学大学院学校教育研究科履修規程(昭和55年規程第2号)第4条の2の規定に基づき、大学院学校教育研究科学生に小学校教員免許状の所要資格を得させることを目的としたプログラム(以下「小学校教員養成プログラム」という。)の実施に関し必要な事項を定める。

2 小学校教員養成プログラム受講者は、長期履修学生制度を利用するものとし、兵庫教育大学大学院学校教育研究科長期履修学生に関する取扱要項(平成15年7月9日学長裁定)に定めがある場合を除くほか、この要項の定めるところによる。

(申請資格)

第2 小学校教員養成プログラムの受講を申請することができる者は、大学院学校教育研究科の入学選抜試験に出願し、同研究科の昼間クラス(教育臨床心理コースを除く。)を志願した者とする。

(申請)

第3 小学校教員養成プログラムの受講を申請する者は、別に定める小学校教員養成プログラム受講申請書を第2の入学願書出願期間の締切日までに教務部教務課に提出しなければならない。

(許可)

第4 小学校教員養成プログラム受講の可否は、第3により申請した者で、大学院学校教育研究科の入学選抜試験に合格したもののうちから、別に定める審査方法により大学院教務委員会が審査し、大学院学校教育研究科委員会の議を経て、学長が許可する。

(受講の中止)

第5 小学校教員養成プログラム受講者は、やむを得ず同プログラムの受講を中止することとなった場合は、あらかじめ指導教官の承認を得て、別に定める小学校教員養成プログラム受講中止申請書

を教務部教務課に提出するものとする。この場合において、同受講中止申請書を提出した時点から小学校教員養成プログラムを受講することはできない。

2 前項による受講中止申請を1年次の2月末までに行う場合は、その申請とともに別に定める長期履修変更申請の手続きをとらなければならない。

(入学予定者の受講辞退)

第6 小学校教員養成プログラムの受講が許可された者で、同プログラム受講を辞退する場合は、入学前の2月末日までに教務部教務課に申し出なければならない。この場合において、別に定める長期履修学生の取消手続きをとらなければならない。

(細則)

第7 この要項に定めるもののほか、小学校教員養成プログラムの実施に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この要項は、平成15年7月9日から実施し、平成16年度入学生から適用する。

- 平成16年度兵庫教育大学学校教育学部入学者選抜要項 -

平成16年度学校教育学部入学者選抜要項を7月7日に公表し、各都道府県教育委員会等へ通知した。その概要は次のとおりである。

第1 入学定員

学 部	課 程	入学定員	募 集 人 員		備 考
学校教育学部	初等教育教員 養成課程	160人	前 期 日 程	80人	(1) 前期日程の募集人員には帰国子女特別選抜の募集人員(若干人)を含む。 (2) 私費外国人留学生特別選抜の募集人員は、入学定員に含まない。
			後 期 日 程	26人	
			推 薦 入 学	54人	
			帰国子女特別選抜	若干人	
			私費外国人留学生特別選抜	若干人	

(注) 本学の課程には、学校教育専修60人(学校教育系コース、幼年教育系コース、教育臨床系コース)及び教科・領域教育専修100人(言語系コース、社会系コース、自然系コース(数学分野・理科分野)、芸術系コース(音楽分野・美術分野)、生活・健康系コース(保健体育分野・家庭分野)、総合学習系コース)があります。「推薦入学」以外の選抜により入学した者は、入学時に、本人の志望及び入試成績により、学校教育専修、または教科・領域教育専修のいずれかの専修に所属することとなります。

また、上記の2専修の各コース(分野)への所属については、入学後に説明会が開催され、所属決定が行われます。

第2 入学者選抜方法

学校教育学部初等教育教員養成課程の入学者選抜は、次の方法によるものとします。

- (1) 個別学力検査等による選抜(前期日程・後期日程)
- (2) 推薦による選抜
- (3) 帰国子女特別選抜
- (4) 私費外国人留学生特別選抜

第3 個別学力検査等による選抜

1 出願資格

次のいずれかに該当し、かつ、次表により平成16年度大学入試センター試験の5教科6科目を受験する者とします。

なお、大学入試センター試験の前年度成績の利用は行いません。

- (1) 高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者及び平成16年3月卒業見込みの者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者及び16年3月修了見込みの者
- (3) 学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第69条の規定により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者及び平成16年3月31日までにこれに該当する見込みの者

教 科	科 目
国 語	国 , 国 ・国 から 1 科目
地理歴史 公 民	世 A , 世 B , 日 A , 日 B , 地理 A , 地理 B } から 1 科目 現社 , 倫 , 政経
数 学	「数 , 数 ・数 A から 1 科目」及び「数 , 数 ・数 B , 工 , 簿 , 情報から 1 科目」 計 2 科目
理 科	総理 , 物 A , 物 B , 化 A , 化 B , 生 A , 生 B , 地学 A , 地学 B から 1 科目
外 国 語	英 , 独 , 仏 , 中 , 韓から 1 科目

2 選抜方法

【前期日程】

(1) 大学入試センター試験，個別学力検査等の成績，調査書の内容及び健康診断の結果を総合して，入学者を選抜します。

(2) 個別学力検査等は，次によるものとします。

ア 小論文

初等教育教員となるのにふさわしい資質と能力をみるため，次に示す2種類の小論文を課します。

小論文 A - 主として文章を読み，その内容について論述します。

小論文 B - 主として自然現象にかかわる資料，図，表等を理解し，その内容について論述します。

イ 実技による検査

初等教育教員となるのにふさわしい感覚，表現，運動の基礎力をみるため，音楽，美術，体育についての検査を実施します。この検査は，特別に受験準備を要するものではありません。

(3) 大学入試センター試験，個別学力検査等の配点比率は，8：4とします。

配点内訳は，次のとおりです。

大学入試センター試験						個別学力検査等							
国語	地理歴史 又は 公民	数学	理科	外国語	計	小論文			実技による検査				計
						小論文A	小論文B	小計	音楽	美術	体育	小計	
200	100	200	100	200	800	150	150	300	30	30	40	100	400

(4) 大学入試センター試験の「地理歴史」及び「公民」を2教科とも，また「理科」を2科目以上受験している場合，それぞれ高得点の科目の成績を用います。

【後期日程】

(1) 大学入試センター試験，個別学力検査等の成績，調査書の内容及び健康診断の結果を総合して，入学者を選抜します。

(2) 個別学力検査等は，次によるものとします。

ア 個別学力検査及び実技試験

国語，地理歴史，公民，数学，理科，外国語又は実技(音楽，美術又は体育から一つ)から1教科選択することとし，国語，地理歴史，公民，数学，理科又は外国語を選択する者については，大学入試センター試験の成績を用います。(地理歴史，公民及び理科については，200点満点に換算します。)

実技を選択する者については，音楽，美術又は体育についての実技試験を実施します。

イ 面接

面接においては，初等教育教員となるのにふさわしい適性，資質，意欲，態度をみるものとします。

- (3) 大学入試センター試験，個別学力検査等の配点比率は，8：3とします。
配点内訳は，次のとおりです。

大学入試センター試験						個別学力検査等									
国語	地理歴史 又は 公民	数学	理科	外国語	計	国語	地理歴史 又は 公民	数学	理科	外国語	実技試験			面接	計
											音楽	美術	体育		
200	100	200	100	200	800	200					100	300			

- (4) 大学入試センター試験の「地理歴史」及び「公民」を2教科とも，また「理科」を2科目以上受験している場合，それぞれ高得点の科目の成績を用います。

第4 推薦による選抜

1 出願資格

次のいずれかに該当し，かつ，次表により平成16年度大学入試センターの3教科3科目を受験する者
とします。

- (1) 高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者及び平成16年3月卒業見込みの者
- (2) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程又は相当する課程を有するものとして認定又は指定した在外教育施設の当該課程を修了した者及び平成16年3月31日までに修了見込みの者

教科	科目
国語	国，国・国から1科目
数学	数，数・数A，数，数・数B，工，簿，情報から1科目
外国語	英，独，仏，中，韓から1科目

2 推薦要件

次の各号に該当する者です。

- (1) 出身学校長が，初等教育教員となるのにふさわしい資質，適性，意欲等を有する者として，責任をもって推薦する者
- (2) 学習成績の全体の評定平均値が3.8以上の者
- (3) 合格した場合は，入学することを確約できる者

3 選抜方法

- (1) 出身学校長の推薦に基づき，大学入試センター試験の成績及び調査書の内容，面接の成績，健康診断の結果を総合して，各専修のコース(分野)ごとに入学者を選抜します。

専修別の募集人員は，次表のとおりです。

専修名	専修のコース(分野)名	募集人員	
学校教育専修	学校教育系コース	18人 (各コース6人を目安とする)	
	幼年教育系コース		
	教育臨床系コース		
教科・領域教育専修	言語系コース	36人 (各コース(分野)4人を目安とする)	
	社会系コース		
	自然系コース		(数学分野)
			(理科分野)
	芸術系コース		(音楽分野)
			(美術分野)
	生活・健康系コース		(保健体育分野)
(家庭分野)			
総合学習系コース			

- (2) 大学入試センター試験の成績により，3つのグループ分けを行います。

なお，大学入試センター試験の成績は，グループ分けのみに用いることとし，全国平均点(選抜に課している3教科300点満点)を基準とします。

国 語	数 学	外国語	計
100	100	100	300

* 大学入試センター試験の「国語」及び「外国語」の成績については、100点満点に換算します。なお、「数学」を2科目受験している場合、高得点の科目の成績を用います。

(3) 面接においては、出願時に自己推薦書の提出をもとめ、それを参照して、初等教育教員となるのにふさわしい知識、適性、資質、意欲、態度をみるものとします。

なお、面接の成績が30%に満たない場合には、不合格となることがあります。

(4) 調査書及び面接の成績の配点比率は1：5とします。

配点内訳は、次のとおりです。

調査書	面 接	計
50	250	300

第5 帰国子女特別選抜

1 出願資格

日本の国籍を有する者又は日本国の永住許可を得ている者で、保護者の海外勤務等やむを得ない事情により海外に在留し、外国の学校教育を受け、次のいずれかに該当する者です。

(1) 外国において、学校教育における12年の課程(日本における通常の課程による学校教育期間を含む。)を平成14年4月1日から平成16年3月31日までに卒業(修了)した者及び卒業(修了)見込みの者。ただし、外国において**最終の学年を含めて2年以上継続**して学校教育を受けていることが必要です。

なお、外国に設置されたものであっても、日本の学校教育に準拠した教育を施している学校に在学した者については、その期間は外国において学校教育を受けたものとみなしません。

(2) 外国において、スイス民法典に基づく財団法人である国際バカロレア事務局から国際バカロレア資格を平成14年1月から平成15年12月までに授与された者で、平成16年3月31日までに18歳に達するもの

(3) ドイツ連邦共和国の各州において大学入学資格として認められているアビトゥア資格を平成14年1月から平成15年12月までに授与された者で、平成16年3月31日までに18歳に達するもの

(4) フランス共和国において大学入学資格として認められているバカロレア資格を平成14年1月から平成15年12月までに授与された者で、平成16年3月31日までに18歳に達するもの

2 選抜方法

大学入試センター試験を免除し、次に示す小論文、面接、実技による検査の成績、最終学校の成績及び健康診断の結果を総合して、入学者を選抜します。

(1) 小論文

初等教育教員となるのにふさわしい資質と能力をみるため、次に示す2種類の小論文を課します。

小論文A - 主として文章を読み、その内容について論述します。

小論文B - 主として自然現象にかかわる資料、図、表等を理解し、その内容について論述します。

(2) 面接

面接においては、初等教育教員となるのにふさわしい知識、適性、資質、意欲、態度をみるものとします。

(3) 実技による検査

初等教育教員となるのにふさわしい感覚、表現、運動の基礎力をみるため、音楽、美術、体育についての検査を実施します。この検査は、特別に受験準備を要するものではありません。

(4) 小論文、面接及び実技による検査の配点比率は、3：2：1とします。

配点内訳は、次のとおりです。

小 論 文			面 接	実 技 に よ る 検 査			
小論文A	小論文B	計		音 楽	美 術	体 育	計
150	150	300	200	30	30	40	100

第6 私費外国人留学生特別選抜

1 出願資格

日本の国籍を有しない者で、次のいずれかに該当し、財団法人日本国際教育協会が実施する「平成15年度日本留学試験」の下記指定科目を受験していることが必要です。

- (1) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者及び平成16年3月31日までに修了見込みの者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
- (2) スイス民法典に基づく財団法人である国際バカロレア事務局が授与する国際バカロレア資格を有する者で、平成16年3月31日までに18歳に達するもの
- (3) ドイツ連邦共和国の各州において大学入学資格として認められているアビトゥア資格を有する者で、平成16年3月31日までに18歳に達するもの
- (4) フランス共和国において大学入学資格として認められているバカロレア資格を有する者で、平成16年3月31日までに18歳に達するもの

(注) 日本の国籍を有しない者であっても日本の高等学校及び中等教育学校を卒業した者又は卒業見込みの者は、一般の入学志願者と同じ扱いになり、この選抜に出願することはできません。

〔日本留学試験で受験を要する教科・科目等〕

- (1) 受験を要する教科・科目

日本語

理科又は総合科目のいずれか

数学

(注) 1 「理科」は物理・化学・生物からいずれか2科目を受験してください。

2 「数学」はコース1, コース2のいずれかを受験してください。

- (2) 出題言語

日本語又は英語のいずれかを選択してください。

- (3) 利用する回

平成15年度(2003年度)の第1回又は第2回のいずれかを用います。

2 選抜方法

(1) 「平成15年度日本留学試験」の成績、最終学校の成績及び次に示す本学の実施する面接並びに健康診断の結果を総合して、入学者を選抜します。

(2) 面接においては、初等教育教員となるのにふさわしい知識、適性、資質、意欲、態度及び本学の教育課程を履修するのに必要な英語能力をみるものとします。

(3) 日本留学試験及び面接の配点比率は、8：2とします。

配点内訳は、次のとおりです。

日本留学試験	面接
800	200

第7 身体に障害を有する者の出願

身体に障害を有する者(学校教育法施行令第22条の3に定める身体障害の程度)で、受験及び修学上の特別な配慮を必要とするものは、原則として、平成15年12月15日(月)までに本学に申し出てください。

ただし、体幹及び両上下肢の機能障害が著しい者で、大学入試センター試験で「代筆解答」を希望し、本学に入学を志望するものは、大学入試センター試験出願以前のできるだけ早い時期に本学に申し出てください。

第8 入学者選抜に関する細目の発表

募集人員、出願期日、選抜期日、試験場、出願手続、その他出願に必要な事項を記載した入学者選抜に関する細目は、平成15年11月上旬(予定)に「学生募集要項」により公表します。

- 学 事 -

○奨学寄附金

寄 附 申 込 者	研 究 担 当 者	寄 附 の 目 的	金 額 (千 円)
大宏電機株式会社代表取締役社長 高橋 寿史	生活・健康系教育講座教授 玉井輝雄	玉井輝雄教授の「表面電子物性に関する研究」への助成	750
附属中学校教育後援会 会長 岸本 久善		兵庫教育大学学校教育学部附属中学校の教育研究の振興・充実等のため	2,000
附属幼稚園教育後援会 会長 藤田 和昌		兵庫教育大学学校教育学部附属幼稚園の教育研究の振興・充実等のため	200

- 人 事 -

人事異動

(学部等)

年 月 日	発令事項	新 官 職 等	氏 名	旧 官 職 等
15. 7. 31	辞 職		森 誉 子	学校教育学部技術補佐員 (科学研究費補助金研究支援者)

(附属学校)

年 月 日	発令事項	新 官 職 等	氏 名	旧 官 職 等
15. 8. 1	15. 7. 31 限り任期満了退職		藤 原 さゆり	附属中学校養護教諭

(事務局)

年 月 日	発令事項	新 官 職 等	氏 名	旧 官 職 等
15. 8. 1	採 用	総務部庶務課企画法規係事務補佐員	小 紫 弘 子	
"	"	教務部入学主幹付入学試験係事務補佐員	松 未 理 香	

- 諸 報 -

運営評議会

第4回 平成15年7月9日(水)

(議題)

- 1 兵庫教育大学学則の一部を改正する学則の制定について
- 2 兵庫教育大学教員の任期に関する規則の一部を改正する規則の制定について
- 3 教員の選考開始等について
- 4 大学評価・学位授与機構が行う大学評価への対応について
- 5 平成15年度学部3年次生合宿研修の実施に伴う授業の休講措置について
- 6 兵庫教育大学受動喫煙防止対策について
- 7 奨学寄附金の受入れについて
- 8 第22回大学祭(嬉望祭)の実施について

第5回 平成15年7月16日(水)

(議題)

- 1 専門職大学院調査検討ワーキング中間報告について
- 2 物品の現有調査について

教授会

第4回 平成15年7月9日(水)

(議題)

- 1 兵庫教育大学教員の任期に関する規則の一部を改正する規則の制定について
- 2 教員の選考について
- 3 教員選考委員会の設置等について
- 4 平成15年度学校教育学部授業科目担当教官の追加等について
- 5 再試験, 追試験について
- 6 学部学生の留学について
- 7 特別聴講学生の入学について

学校教育研究科委員会

第4回 平成15年7月9日(水)

(議題)

- 1 兵庫教育大学大学院学校教育研究科長期履修学生に関する取扱要項の制定について
- 2 兵庫教育大学大学院学校教育研究科履修規程の一部改正について

3 兵庫教育大学大学院学校教育研究科小学校教員養成プログラムに関する取扱要項の制定について

4 平成16年度大学院学校教育研究科授業科目の新設改廃等について

5 平成16年度大学院学校教育研究科開設授業科目等について

6 学位論文審査委員会の設置について

7 大学院学校教育研究科担当の認定について

8 平成15年度大学推薦による国費外国人留学生(研究留学生)の受入れについて

9 平成15年度国費外国人留学生(教員研修留学生)の受入れについて

連合学校教育学研究科代議委員会

第3回 平成15年7月2日(水)

(議題)

- 1 研究科教官資格審査委員会の設置について
- 2 課程修了による博士の学位論文の受理について
- 3 課程修了による博士の学位論文審査委員会の設置について
- 4 論文提出による博士の学位論文審査委員会の設置について
- 5 博士候補認定試験の実施について
- 6 平成16年度学生募集要項について
- 7 研究指導体制の特例に関する申合せについて

大学説明会の開催

7月26日(土)に本学の受験を希望する高校生等を対象とした大学説明会を開催した。当日は晴天にも恵まれ、昨年度を上回る556人(昨年542人)が説明会に参加した。

説明会午前の方は、佐藤副学長が挨拶の後、教育課程、教員免許状、就職状況等の概要説明が行われた。引き続き、大学紹介ビデオの上映及び平成16年度入学者選抜試験についての説明が行われた。

午後の方は、今年から参加者が自らのニーズに応

じて自由に参加できるシステムをとったことにより、入試体験談コーナーで在学生の話を傾ける者や、個別相談コーナーで在学生、教官及び事務官に入試相談や学生生活等の相談をする者、あるいは学生寄宿舍や図書館等のキャンパス見学をする者など、キャンパス全体が終始にぎやかな雰囲気の中、好評のうちに幕を閉じた。



大学・高等学校教育研究懇談会の開催

兵庫県立高等学校長協会主催による大学・高等学校教育研究懇談会が7月11日（金）に本学で開催された。高等学校側が県立高等学校の校長及び進路指導部長等の17人、本学からは学長以下20人が出席して、平成15年度及び16年度の入試状況、大学と高等学校の接続の改善についての協議題について懇談し、高校側から大学の積極的なPR活動を要望されるなど活発な意見交換が行われた。



サイエンス・パートナーシップ・プログラム事業（SPP事業）「教員研修 - 理科教員のための組換えDNA実験講座 -」の実施

7月7日（月）、8日（火）の両日にわたり「理

科教員のための組換えDNA実験講座」をテーマとした同事業「教員研修」が、本学自然、生活・健康棟において実施された。

同事業は、大学、研究機関等の人材、施設、設備等を学校における科学技術・理科、数学教育に活用しようとするものであり、県内の高等学校教諭19人の参加があった。

同実験講座は、自然系教育講座 渥美教授、笠原助手の指導のもと、教育目的組換えDNA実験に基づいた基礎的な実験技術を習得するとともに、実験指導者の安全確保に関する考え方と、組換えDNA実験の原理などの専門知識を深めることを目的に実施され、実験ではDNAを抽出後、切断とアガロース電気泳動による解析などを行った。実験後は活発に質疑応答が行われ、好評のうちに2日間の日程を終了した。



平成15年度大学等地域開放特別事業「小・中学生のための夏休みサイエンス&ものづくり教室」の実施

7月26日（土）本学附属小学校において、平成15年度大学等地域開放特別事業として「小・中学生のための夏休みサイエンス&ものづくり教室」を本学と社町中央公民館の共催で実施された。

同事業は、文部科学省が小学生などの低年齢の段階からものを作る楽しさや過程の大切さを教え、青少年の理科離れをなくそうと実施しているもので、当日は本学教官4人、学生21人の指導の下、加東郡や西脇市などから小、中学生とその保護者ら約200人が参加した。

参加した小・中学生は、紙飛行機的设计やクリップモーターを使った電気の仕組み、七宝焼きづくり

を通した物質の変化を学び、講師の助言を受けながら、自分の作品づくりに熱中していた。

留学生が社町奨学金交付式に出席

本学の私費外国人留学生に対し、毎年、社町から奨学金をいただいております。本年度の奨学金の交付式が7月11日に社町長室で行われた。

この奨学金は社町が留学生の支援のために平成4年度から毎年3～4人に支給されており、本年度で延べ38人の私費留学生に支援いただいたことになる。

当日は、小東社町長から励ましの言葉とともに一人ずつ奨学金と記念品が手渡された。留学生からは、一人ひとりお礼を述べるとともに、日本での研究の目的や今後の抱負を述べ、感謝の気持ちを伝えた。



やしろ国際交流サロン（第3回）～ペルー料理紹介～の開催

本年度第3回のやしろ国際交流サロンが、7月17日（木）に国際交流会館多目的ホールで開催された。

今回は、教員研修留学生によるペルー料理紹介が行われた。AJI DE GAKINA（アジ デ ガリナ）という、ペルーの家庭料理の実演が行われ、他の留学生や社町のフレンドシップファミリーの方々等が興味深く見ていた。実演の後、濱名副学長の発声により、ペルーのコーラで乾杯をし、試食が行われた。ピリッと香辛料の効いたチーズとじゃがいもの相性が良く好評であった。食を通してのペルー紹介となり、日

本から遠く離れた国を身近に感じ、より一層交流を深める機会となった。



附属小学校6年生臨海合宿の実施

7月20日（日）から22日（火）までの2泊3日の日程で、浜坂町諸寄海岸において、臨海合宿が行われた。

1日目は、例年になく水温23度の冷たい水に苦闘しながらも、海との出会いを楽しんだ。2日目は、前夜の激しい雨が山から海に流れ込み、海の透明度は落ち、水温も上がらない厳しい状況であったが、子どもたちの泳ぎは上達し、遠泳に向けて決意を新たにした。3日目は、650mの大遠泳に99人全員が挑戦し、全員で感動と喜びのゴールを分かち合うことができた。



- 主要日誌 -

月 日	事 項
7月1日(火)	国立大学法人化準備委員会「財務会計制度部会」(第15回)
7月2日(水)	国立大学法人化準備委員会「組織業務・人事制度部会」(第28回) 学部教務委員会(第3回) 連合学校教育学研究科代議委員会(第3回) 学校教育研究センター運営委員会(第3回) 附属図書館運営委員会 教職講座
7月3日(木)	F D推進委員会(第3回) 大学院入試委員会(第2回) 一般教養・教科専門セミナー
7月4日(金)	連合大学院学生募集概要(ポスター)公表
7月5日(土)	公開講座「こころの絆を育てる - 人間関係とコミュニケーション -」 公開講座「幼稚園, 小学校の通常の学級に在籍する行動上の問題のある子どもたちへの対処」 附属中学校人権学習発表会
7月6日(日)	附属幼稚園ほしぞらカーニバル
7月7日(月)	同和・人権委員会(第1回) 学部入学者選抜要項公表 SPP事業「教員研修 - 理科教員のための組換えDNA実験講座 -」(～8日)
7月8日(火)	附属学校運営協議会(第3回) 学生委員会 学生寄宿舎棟長会
7月9日(水)	運営評議会(第4回) 教授会(第4回) 学校教育研究科委員会(第4回) 教職講座
7月10日(木)	学部入試委員会(第3回) 一般教養・教科専門セミナー
7月11日(金)	国立大学法人化準備委員会「教育内容部会」(第12回) 大学・高等学校教育研究懇談会 学校給食運営連絡会
7月12日(土)	公開講座「楽しいテニス教室」 公開講座「簡単ロボット製作で学ぶコンピュータの仕組みと制御」 公開講座「幼稚園, 小学校の通常の学級に在籍する行動上の問題のある子どもたちへの対処」
7月16日(水)	運営評議会(第5回) 現職教員研修支援プログラム開発に関する調査研究会専門委員会 教職講座 平成16年度短期留学推進制度(派遣)説明会
7月17日(木)	四大学学長・事務局長懇談会 公開講座等委員会(第1回)

7月18日(金)	やしろ国際交流サロン(第3回) 国立大学法人化準備委員会「理念・目標計画部会」(第13回) 国立大学法人化準備委員会「組織業務・人事制度部会」(第29回) 大学院入学願書受付「前期選抜試験」(～25日)
7月19日(土)	公開講座「楽しいテニス教室」 公開講座「簡単ロボット製作で学ぶコンピュータの仕組みと制御」 公開講座「スポーツが好きになる親子教室」 公開講座「幼稚園, 小学校の通常の学級に在籍する行動上の問題のある子どもたちへの対処」
7月20日(日)	公開講座「スポーツが好きになる親子教室」 附属小学校6年生 臨海合宿(～22日)
7月22日(火)	国立大学法人化準備委員会(第13回) 実地教育委員会(第3回)
7月23日(水)	大学院教務委員会(第5回) 学校教育研究センター運営委員会(第4回) 附属図書館運営委員会 附属図書館選書委員会
7月26日(土)	大学説明会(学部) 「小・中学校のための夏休みサイエンス&ものづくり教室」 公開講座「楽しいテニス教室」 公開講座「スポーツが好きになる親子教室」
7月27日(日)	公開講座「スポーツが好きになる親子教室」
7月28日(月)	平成15年度新産業技術等指導者養成講習(～8/1) 平成15年度兵庫県・神戸市教育職員免許法認定講習(～8/29)
7月29日(火)	ユネスコ国際交流セミナー第3回ワーキング
7月30日(水)	学部教務委員会(第4回) 公開講座「理科実験・観察のカンドコロ」 ユネスコ国際交流セミナースタッフ 打合せ会議
7月31日(木)	国立大学法人化の準備状況に関する全学説明会 公開講座「理科実験・観察のカンドコロ」

編集発行 兵庫教育大学総務部庶務課

〒673-1494 兵庫県加東郡社町下久米942-1

電話 代表(0795)44-1101

(この印刷物は再生紙を使用しています。)